（別紙２）

収入に関する証明書類について

収入に関する証明書類の提出が必要な方は、申請書と同一生計の家計支持者（父母等の保護者。父母がいない場合は、代わりに家計を支えている方）です。下記を参考に、必要な証明書類を揃えてください。申込者と父母（どちらか一方を含む）が別居している場合でも、生計が同じであれば、父母両方の収入に関する証明書類の提出が必要です。

※無職（専業主婦／夫）や扶養されている場合でも収入に関する証明書類を提出する必要があります。

収　入　状　態		必　要　書　類
①給与を受けている	（１）令和６年(2024年)１月１日以前から同じ勤務先・雇用形態にある場合	令和７年度(令和６年分。以下同じ。)所得証明書（写し可）［市町村発行］ ※別紙３の所得証明書を取得する際の注意点を参照願います。 ※令和７年度の所得証明書が必要です。 ※「源泉徴収票」、「特別徴収税額の決定通知書」、「納税証明書（税務署発行)」、「報酬、料金、契約金及び償金の支払い調書」は原則認められません。
	（２）令和６年(2024年)１月２日以降に就職または転職した場合	次のどちらかの書類 ア　「年収（見込）証明書」［新勤務先の発行］ ※勤務先には「控除前の総支給額から非課税通勤費を差し引いた金額」で作成するよう依頼願います。 イ　直近３か月分の給与明細書の写し［新勤務先の発行］ ※当該写しの余白に、控除前の総支給額から非課税通勤費を差し引いた金額の３か月平均額（平均月収）について、ボーナスが出る場合は平均月収の15か月分、ボーナスが出ない場合は平均月収の12か月分の金額を記載してください。（必須） （余白への記載内容） ・直近３か月の控除前総支給額から非課税通勤費を差し引いた金額の平均金額（平均月収）金　　円(A) ・平均月収(A)×（12または15）か月＝金　　円（平均年収） なお、上記ア又はイのいずれの場合も「令和３年度の所得証明書」は提出不要です。
	（３）海外勤務のため市町村発行の所得証明書が提出できない場合	次のどちらかの書類 ア　給与明細書（令和６年(2024年)１月～12月分）の写し［新勤務先発行］ イ　昨年１年間の年収証明書（様式自由）［勤務先発行］ ※イの書類の場合、勤務先には、「控除前の総支給額から非課税通勤費を差し引いた金額」で、かつ「国内で勤務し続けた場合の想定支給額ではなく、実際に支払われた全額」で作成するよう依頼願います。様式自由ですが、勤務先の押印が必要です。また、日本語以外言語、日本円以外の通貨で記載されている場合は、簡単な和訳と申請時点での日本円換算の金額を余白に記載願います。
②商店・農業等自営業をしている	（１）令和６年(2024年)１月１日以前から同じ業務形態	令和７年度(令和６年分。以下同じ。)所得証明書（写し可）［市町村発行］ ※①（１）の注意事項等を参照願います。
	（２）令和６年(2024年)１月２日以降に開業した	帳簿等の写し ※売上、経費が記載され、所得金額が推算できるものが必要です。 ※「令和７年度の所得証明書」は不要です。 ※帳簿等の写しの余白に、（収入の合計金額－経費の合計金額）÷合計した月数×12か月の金額を記載してください。（必須）

「所得証明書」を取得する際の注意点

1　所得証明書の名称は、市町村によって異なる場合があります。
（例）「所得（市・道民税）証明書」「所得・課税証明書」、「非課税証明書」、「住民税証明書」、「課税台帳記載事項証明書」等
＊名称が異なっていても、市町村が発行しており、以下の２及び３の両方を満たしている場合は、証明書類として認められます。（ただし、市民税・道民税特別徴収税額の通知書は認められません。）

2　必ず「令和７年度（令和６年分）」の所得証明書としてください。
＊令和６年度（令和５年分）ではないのでご留意ください。

3　家計支持者の状況に応じて、「収入金額（控除前の金額）」や「所得の内訳」が記載されている所得証明書を取得してください。

（１）給与所得がある場合‥‥‥‥「収入金額（控除前の金額）」が必要（市町村によっては「支払金額」と記載される場合があります。）

（２）給与以外の所得がある場合‥「所得の内訳」が必要

（３）上記（１）と（２）の所得の両方がある場合‥「収入金額（控除前の金額）」と「所得の内訳」が必要
＊給与以外の所得‥「営業等」「農業」「不動産」「配当」「利子」「雑」など
＊所得の内訳‥‥‥「所得の内訳（「営業等」「農業」‥‥等の項目）とその内訳に該当する金額

（注意事項）所得金額「０円」の記載がない、「＊＊＊」、「－－－」等の所得証明書は、一律で給与収入103万円と扱いますのでご留意ください。